

# 大川市議会第6回定例会会議録

平成26年12月12日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	池	末	秀	夫	10番	中	村	博	満
3番	水	落	常	志	11番	石	橋	正	毫
4番	吉	川	一	寿	12番	古	賀	光	子
5番	古	賀	龍	彦	13番	川	野	栄	美子
6番	箴	島	か	おる	14番	今	村	幸	稔
7番	岡		秀	昭	15番	福	永		寛
8番	内	藤	栄	治	16番	井	口	嘉	生
9番	平	木	一	朗	17番	永	島		守

## 欠席議員

なし

## 2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	鳩	山	二	郎			
副	市	長	酒	見	隆	司			
教	育	長	記	伊	哲	也			
会	計	管	理	者	田	中	嘉	親	
(兼)	会	計	課	長					
消		防		長	大	淵	慶	人	
(兼)	総	務	課	長					
人	事	秘	書	課	長	中	島	久	幸
総		務		課	長	石	橋	徳	治
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長				

企 画 課 長	古 賀 文 隆
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	添 島 清 美
上 下 水 道 課 長	平 田 敏 弘
学 校 教 育 課 長	持 木 芳 己
監 査 事 務 局 長	石 橋 新 一 郎

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	下 川 慎 司
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第86号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について

議案第87号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出  
について

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第86号～第87号)

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

---

午前9時30分 開議

○議長（石橋正毫君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第68号 大川市選挙公報の発行に関する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

#### ○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第68号 大川市選挙公報の発行に関する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げたいと思います。

まず、議案第68号 大川市選挙公報の発行に関する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、公職選挙法第172条の2の規定により、大川市議会議員及び大川市長の選挙において、有権者へ各候補者の氏名、政見等の情報を提供するため、選挙公報の発行について必要な事項を条例で定めようとするものであります。

委員会では、県内の状況についてただしましたところ、県内では政令市を除く26市のうち22市で発行している。県南では、大牟田市と大川市だけが実施していないが、大牟田市も今回、条例を制定する予定である。また、選挙公報の配布方法についてただしたところ、郵送や行政区を通じての配布、新聞折り込みなどが考えられるが、郵送は配布に3日間ぐらい日数がかかり、行政区の場合においては市報の配布時間と合わないなどの問題があるので、最初は、新聞折り込みの配布を考えている。新聞をとっていないところについては、市のホームページに記載したり、市役所や各コミセンに選挙公報を置いたりすることで、対応したい旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第69号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

本議案は、人事院が8月7日に国会及び内閣に対して、国家公務員の給与に関し勧告を行い、国が国家公務員に当該勧告どおり実施することを踏まえ、本市においても、国家公務員に準じて、職員の給与について所要の改正を行おうとするものでございます。

説明によりますと、今回の改定は、平均0.28%の給与改定を行おうとするもので、主に若年層に重点をおいた給料表の改定となっており、また、期末勤勉手当の支給月数については、一般職員は年3.95か月から4.1か月分へ0.15か月引き上げ、再任用職員は年2.1か月から2.15か月分へ0.05か月引き上げようとするものであります。

委員会では、「若年層に重点をおいた給料表の改定」についてただしたところ、今回の改定における一般職員の給料月額引き上げ額は、初任給で2千円、30歳で1,600円、40歳で1,200円程度であり、50歳以上では引き上げない旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。次に、議案第77号 平成26年度大川市一般会計補正予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正であり、まず、各款に計上する人件費は、職員の給与改定及び人事異動等に伴い調整しようとするものです。

総務費には、人事給与システム改修業務委託料2,700千円、平成25年度国県負担金などの返還金18,774千円が計上されております。

民生費には、障害者自立支援給付費21,628千円、障害者自立支援医療給付費27,000千円、母子家庭高等技能訓練促進費866千円、児童扶養手当システム改修業務委託料1,340千円、障害児童発達支援給付費24,460千円が計上されております。

農林水産業費には、農地台帳システム改修業務委託料2,484千円、集落基盤整備事業費負担金2,625千円が計上されております。

以上により、今回の補正額は109,694千円となり、これが財源として、歳出に見合う国庫支出金、県支出金及び繰越金をもって充当するとのことでございます。

次に、繰越明許費の補正につきましては、年度内に事業の完了が見込めない、人事給与システム改修業務委託について、繰越明許費の設定を行おうとするものであります。

委員会では、まず6款1項10目 集落基盤整備事業について内容をただしましたところ、集落基盤整備事業は、平成16年度から県営で行っていた農村振興総合整備事業が平成25年度で終了したため、平成28年度から同じく県営事業として実施するもので、現在、県において実施計画が策定中である。本市では、昨年12月から本年1月にかけて行政区長を通じ、水路整備の要望箇所について調査を行ったところ、26路線が要望箇所として上がってきた。そのうち、2路線については、延長不足であったので、残りの24路線について、現在、国の審査を受けるため、県において採択基準に合致するかどうか精査をしているところである旨の答

弁がなされたところでございます。

次に、6款1項1目、農業委員会費の農地台帳システム改修業務委託料の内容についてただしましたところ、ことし4月に農地法の一部改正が行われ、来年4月1日から農地台帳及び農地に関する地図を公表することが義務づけられた。これに伴い、既存の農地台帳システムを改修する必要が生じたため補正するものである。公表する内容は、インターネットでは、農地の所在、地番、地目、面積、区域区分等で、窓口では、所有者の氏名、耕作者の氏名等である。所有者の住所や耕作者の住所、賃借料等は非公開となっている。地図は、ヤフーの地図を使うことになっており、全国どこでも所在地を入力すれば、その場所がピンで表示される。ただし、区画は表示されない旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（石橋正毫君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、先に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第68号 大川市選挙公報の発行に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 平成26年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第70号 大川市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について外10件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、川野栄美子君。

#### ○文教厚生委員長（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第70号 大川市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定について外8件及び請願1件と、継続審査になっておりました請願1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第70号 大川市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、大川市立木室幼稚園を平成28年度末をもって廃園するため、設置条例の廃止を行うものであります。また、市立幼稚園の廃園に伴い、大川市附属機関の設置に関する条例の一部改正を行い、大川市公立幼稚園問題検討委員会の廃止を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第71号 大川市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、大川市立大川中央保育園を認定こども園とするため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第72号 大川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の法律名が、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められたため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第73号 大川市地域包括支援センター職員等の基準に関する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な職員に係る基準及び当該職員の員数、基本方針及び経営基準について条例で定めるものであります。

委員会では、これから地域包括支援センターが重要な位置づけになった場合には、独立した運営協議会が必要ではないかとの意見が開陳されたところであります。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第74号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、産科医療保障制度掛金の引き下げに伴い、加算額は引き下げとなるが、妊産婦の実質的負担軽減の観点から、加算後の総額が現行と同額の水準になるように基準額を引き上げることとされた健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額について、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第75号 大川市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備

に関する法律により、介護保険法等の一部が改正されたことに伴い、指定介護予防支援等の人員及び運営等に関する基準等について条例で定める必要が生じたため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第78号から80号につきましては、3議案とも職員の給与改定及び異動等による人件費の調整を行うものであり、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第78号 平成26年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、3,234千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,290,331千円とするものであります。

次に、議案第79号 平成26年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、401千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ498,599千円とするものであります。

次に、議案第80号 平成26年度大川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、1,612千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,441,844千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、議案第78号、議案第79号、議案第80号の3議案は、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第3号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出を求める請願について、御報告申し上げます。

本請願は、日本手話を日本語と同等の言語として認知し、聴覚障がい者が家庭、学校、地域社会のあらゆる場において、手話を使用して生活を営み、手話によって豊かな文化を享受できる社会を実現するため、手話の獲得、取得及び使用に関する必要な事項を定め、手話に関するあらゆる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした法律の制定を求める意見書を国の関係機関に提出いただきたいというものであります。

委員会では、協議会の中で講師を招いて学習し、その結果、手話が聴覚障がい者の皆さんにとってなくてはならない言語であることを認識したところであります。

よって、本請願の願意は妥当なものであるとして、採決の結果、本請願は採択すべきものと決した次第であります。

次に、請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願について御報告申し上げます。

本請願は、ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度の創設、身体障害者福祉法上



の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準の緩和であります。

以上、2つの事項の実現を求める内容の意見書を国の関係機関に提出していただきたいというものであります。

委員会では、請願者を招いて実情をお伺いしましたところ、現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の対象は、一定の抗ウイルス療法に限定されており、これに該当しない患者は高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているとのことであります。

また、肝硬変患者に対する身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度については、医学上の認定基準が極めて厳しいため、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされたところであります。

委員会では、本請願の願意は妥当なものであるとして、採決の結果、本請願は採択すべきものと決した次第でございます。

以上、報告申し上げます。

#### ○議長（石橋正毫君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第70号 大川市立幼稚園設置条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 大川市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 大川市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 大川市地域包括支援センターの職員等の基準に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 大川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 大川市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成26年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 平成26年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号 平成26年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願を文教厚生委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本請願は文教厚生委員長報告のとおり採択されました。

次に、継続審査となっておりました請願第3号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

本請願を文教厚生委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本請願は文教厚生委員長報告のとおり採択されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第76号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、今村幸稔君。

## ○産業建設委員長（今村幸稔君）（登壇）

皆さん改めましておはようございます。私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第76号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第76号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は大川市営住宅条例の入居者の資格に関する部分について、福島復興再生特別措置法が平成25年5月10日に改正施行されたこと並びに高齢者、身体障害者等の居住の安定を図る必要があるとされている者について、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の法律名が、平成26年10月1日に改正施行され、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められ、残留邦人を永年支えてきた配偶者を特定配偶者として位置づけが明確化されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第81号 平成26年度大川市下水道事業特別会計補正予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は職員の給与改定及び異動等による人件費の調整に要する経費を2,057千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ573,943千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第82号 平成26年度大川市上水道事業会計補正予算について御報告申し上げます。

本案も、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整のため、1款1項、営業費用を5,058千円減額し、この結果、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費を174,152千円にしようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第84号 市道路線の廃止について並びに議案第85号 市道路線の認定について

御報告申し上げます。

議案書に記載のとおり、今回の市道路線の廃止は木室地区の2路線、認定は向島地区の1路線であります。

説明によりますと、廃止路線のハスワ線並びに池尻線は、木室校区下白垣地内で国道385号バイパスから西側に300メートル程度のところに位置しております。

この2つの路線は、大川北部土地改良区の圃場整備事業に伴い、旧道分の付け替え道路として認定されたものでありますが、一般交通としての道路利用はなく、隣接する土地所有者個人の利用だけであります。

このため、今回、関係者の建物の建て替えに伴い、確認申請及び土地利用の見直しが必要となったため、関係者及び土地改良区からの申し出により、市道認定の廃止を行うものであります。

次に、認定路線の東新開3号線は、大川校区の向島地区で、宮前小学校北側の水路を挟んだ通りから北に位置しております。

この路線は、宅地分譲に伴い整備された道路で、土地所有者から寄附採納願いが提出されたことに伴い、市道認定基準に基づき、認定を行おうとするものであります。

委員会といたしましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところであります。

委員会では、今後も土地改良事業等に伴う廃止箇所が出てくると思うが、そのようなときには払い下げということで話を進められるのかただしたところ、一般道路の用に供しない今回のような状況で、所有権が大川市であれば払い下げの形になると思われる旨の答弁がなされました。

さらに、市道の中には相続問題等により、個人名義のまま残っているところがたくさんあるため、登記上の整理について、努力していただくよう要望を行ったところであります。

委員会では、その他詳細な説明を求め審査を行い、採決の結果、両議案とも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

#### ○議長（石橋正毫君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、

御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第76号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号 平成26年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 平成26年度大川市上水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号 市道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時9分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（石橋正毫君）

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

この際、お諮りいたします。本日、お手元に配付のとおり、本市市議会議員川野栄美子君外4名から、議案第86号「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出について並びに議案第87号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出についての意見書議案、計2件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第86号並びに議案第87号の以上2件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。ただいま議題としております案件については、先ほどの請願、採択に伴うもので、その内容は明らかでありますので、議案の朗読及び提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次にお諮りいたします。ただいま議題としております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これからただいま議題となっております議案第86号並びに議案第87号の以上2件について、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第86号 「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

1 番池末秀夫君、3 番水落常志君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで一言御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会は、去る1日に招集されて以来、議員各位におかれましては、連日熱心に御審議を賜り、また執行部におかれましても温かい御配慮をいただき、本日まで12日間にわたる日程を滞りなく終了いたしましたことを、衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、本年は、2月のソチオリンピックでの日本選手の活躍、また、青色発光ダイオード発明の功績により、日本人3名の方がノーベル物理学賞を受賞されるなど、明るい話題も多くありました。

しかし、本年は8月には広島において、局地的な豪雨による大規模な土石流の発生、9月末には長野、岐阜両県にまたがる御嶽山の噴火など、自然災害の脅威は毎年多くの災害をもたらしております。

一方、政治、経済においては、明るい兆しは見えるものの、地方においては、いまだに景気回復が実感できない状況にありますが、今後の地方創生に向けた取り組みに期待いたすも



のであります。

また、本市におきましては、財政状況が厳しい中、産業振興、少子・高齢化社会への対応など、さまざまな取り組みが進められております。

議会も行政も目指すところは同じ、市民の幸せを図ることです。

そのために、お互いに切磋琢磨しながら、車の両輪のごとき関係を保ちながら、議会として精いっぱい権能を果たしてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御協力を切にお願い申し上げます。

今年も余すところ、残りわずかとなりました。これから寒さが本格的に厳しくなっていますが、皆様方におかれましては、くれぐれもお体を御自愛いただき、輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げます、御挨拶といたします。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。  
鳩山市長。

#### ○市長（鳩山二郎君）

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様には提案いたしました議案について慎重に御審議の上、御議決いただきましたことに対して、厚くお礼を申し上げます。また、皆様からいただきました貴重な御意見や御助言などにつきましては十分に尊重をさせていただき、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。

今後とも、議員の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

ことしも残すところあとわずかになりましたが、皆様には健康に留意され、健やかな新年を迎えられますことを祈念いたしまして、閉会に当たっての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

#### ○議長（石橋正毫君）

これにて平成26年第6回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時24分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 石 橋 正 毫

大川市議会議員 池 末 秀 夫

大川市議会議員 水 落 常 志